

岐阜県生産活動拡大支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を受けている障がい者の就労の維持・確保等のため、県内において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10に規定する就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型の供与を行う事業を行う者（以下これらを「補助事業者」という。）が生産活動拡大支援事業実施要綱（令和3年12月23日障発1223第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙。以下「実施要綱」という。）に基づき行う事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で、岐阜県生産活動拡大支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人
- (4) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付を決定する場合に付する条件は、規則第6条第2号から第4号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更しないこと。
 - (2) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、知事の承認を受けて処分する場合には、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月17日付け社援発第0417001号厚生労働省社会・援護局長通知別添1）第4の規定の例により算定した額を県に納付させることがあること。
 - (3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
 - (4) 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、その確定額を補助対象事業の完了後速やかに知事に報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告すること。
 - (5) 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額に相当する額を県に納付すること。
- 2 規則第6条第2号及び第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書並びに前項第4号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 規則第6条第2号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第2号様式）
 - (2) 規則第6条第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）
 - (3) 前項第4号の規定による報告 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第4号様式）

(交付決定通知)

第6条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、別記第5号様式により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から30日以内とする。

(補助金の変更交付申請)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加で補助金の交付を受けようとするときは、別記第6号様式による変更交付申請書に係る書類を添えて、知事が定める日までにこれを提出しなければならない。

(補助金の変更の交付決定等)

第9条 知事は、前条の規定による変更交付申請書を審査し、適当と認める場合は、交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項の交付決定を行ったときは、別記第7号様式により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 実績報告書の様式は、別記第8号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第8号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(額の確定の通知)

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、別記第9号様式により行うものとする。

(補助金の交付時期等)

第12条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第10号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第13条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金を交付しないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分制限)

第14条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 単価30万円以上（補助事業者が市町村の場合にあつては、50万円以上。次条において同じ。）の機械及び器具
- (3) その他知事が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

（書類、帳簿等の保存期間）

第15条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間（補助対象事業により取得し、又は効用の増加した前条各号に掲げる財産がある場合は、当該期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は前条ただし書に規定する期間を経過する日のいずれか遅い日まで）とする。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	基準額	補助金の額
<p>補助対象事業の実施に必要な報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料その他知事が必要と認める経費（交付決定の日の属する年度に発生したものに限る。）</p>	<p>1事業所当たり実施要綱3（3）に基づいて算出した額（複数の事業所を運営する法人にあっては、1法人当たり120万円）</p>	<p>補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額（補助事業者が社会福祉法人である場合は、寄附金を除く。）を控除した額と基準額とを比較して少ない方の額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）</p>